

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 社会保険料の過少納付によるリスク

中国子会社の社会保険料の申告納付を現地スタッフ又は現地アウトソーシング会社に任せきりにして特段の問題はないと考えている日本本社は多々あります。しかし、会社の費用負担を軽減させるために、又は従業員から個人負担分の社会保険料を負担したくないとの要望を受け、社会保険料を過少納付している子会社も存在しています。今回のニュースレターでは、社会保険料の計算方法を紹介しながら、過少納付によって会社が負うリスクについて紹介します。

1. 社会保険料の計算

社会保険料は、中国人、外国人を問わず「納付基数」に「納付比率」を掛けたものとされています。

社会保険料の納付金額＝納付基数×納付比率

「納付基数」は、従業員の前年度（1月～12月）1年間の賃金総額を12で割った額になります。これに基づいて計算した当該従業員の前年度の月平均賃金が当該地域従業員の前年度の月平均賃金の3倍以上の場合、当該地域従業員の前年度の月平均賃金の3倍がその従業員の納付基数となります。つまり、納付基数の上限値は当該地域従業員の前年度の月平均賃金の3倍です。一方、当該従業員の前年度の月平均賃金が当該地域従業員の前年度の月平均賃金の60%以下の場合は、当該地域従業員の前年度の月平均賃金とその従業員の納付基数となります。納付基数の下限値は当該地域従業員の前年度の月平均賃金の60%ということです。

「納付比率」は、地域及び納付年度によって異なります。

2014年上海市の納付比率（参考）

	養老保険	医療保険	失業保険	労災保険	生育保険
会社負担	21%	11%	1.5%	0.5%	1%
個人負担	8%	2%	0.5%	0%	0%

- 納付基数上限：15,108 元/月、納付基数下限：3,022 元/月
- 2013年上海市の平均賃金：5,036 元/月（上海市人的資源社会保障局 滬人社規発[2014]11号）

2. 社会保険料の過少納付によるリスク

雇用企業が期限内に社会保険料を全額納付しない場合、社会保険徴収機関は期間を定め、納付または追納を命じ、未納日から1日あたり0.05%の滞納金を追徴します。期間を過ぎても納付しない場合、関係行政部門は未納金額の同額以上3倍以下の罰金を科します。（社会保険法 第86条）

雇用企業が社会保険料を全額納付せず、かつ担保を提供しない場合、社会保険料徴収機関は人民法院に納付すべき社会保険料に相当する価値の財産を差押え、封印、競売するよう申し立て、競売による所得を社会保険料に充当することができます。（社会保険法 第63条後段）

お見逃しなく！

たとえ従業員の希望によって個人負担分を軽減させたとしても、会社は全額納付義務を免れることはできず個人及び会社の納付不足分と年利18.25%（0.05%×365日）の滞納金を追加納付しなければなりません。